

京都市告示第209号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年6月29日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科御陵緯51号線	山科区御陵牛尾町74番地の8地先から同町74番地の7地先まで	メートル 57.90	メートル 6.00 ~ 8.70
山科御陵緯52号線	山科区御陵牛尾町74番地の6地先から同町74番地の7地先まで	46.60	4.00 ~ 7.70
山科御陵緯53号線	山科区御陵牛尾町76番地の2地先内	43.20	4.01 ~ 8.12
久世151号線	南区久世大藪町73番地の9地先から同町73番地の21地先まで	58.40	6.00 ~ 11.30
久我経118号線	伏見区久我森の宮町11番地の243地先から同町11番地の220地先まで	165.90	6.00 ~ 10.30
久我経119号線	伏見区久我森の宮町6番地の177地先から同町6番地の27地先まで	116.10	6.00 ~ 12.12
久我経120号線	伏見区久我西出町13番地の134地先から同町13番地の18地先まで	99.10	6.00 ~ 12.02
淀232号線	伏見区淀樋爪町258番地地先から同町391番地の5地先まで	440.00	7.02 ~ 23.95

(建設局土木管理部道路明示課)